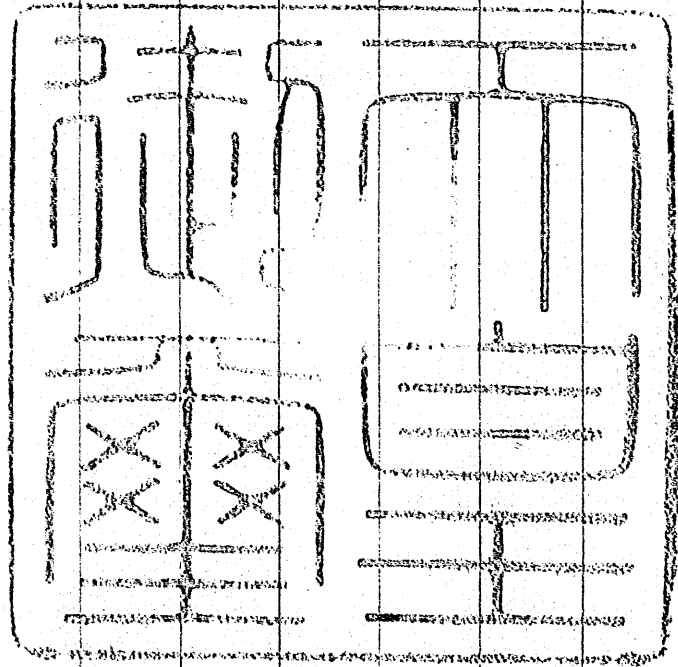


條約第十一号

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ明治四
十年十月十八日和蘭國海牙ニ於
テ第二回萬國平和會議ニ賛同シ
タル帝國及各國全權委員ノ間ニ
議定シ帝國全權委員ノ署名シタ
ル海戦ニ於ケル捕獲權行使ノ制
限ニ關スル條約ヲ批准シ茲ニ之
ヲ公布セシム

陛下



明治四十五年一月十二日

内閣總理大臣 西園寺公望
外務大臣 齋藤内田 宗茂

條約第十一號

海戰ニ於ケル捕獲權行使ノ制限
ニ關スル條約

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下、亞米利加合
衆國大統領、亞爾然丁共和國大統領、澳地
利國皇帝、ホヘンツォルン國皇帝、洪牙利國皇帝
陛下、白耳義國皇帝陛下、ボリヴニア共和
國大統領、伯刺西爾合衆國大統領、勃爾牙
利國公殿下、智利共和國大統領、格倫比亞
共和國大統領、玖馬共和國臨時總督、丁抹

國皇帝陛下、ドミニカ共和國大統領、エクアドル共和國大統領、西班牙國皇帝陛下、佛蘭西共和國大統領、大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外領土皇帝、印度皇帝陛下、希臘國皇帝陛下、グワテマラ共和國大統領、ハイチ共和國大統領、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、盧森堡國大公、ナツソ、公殿下、墨西哥合衆國大統領、諾威國皇帝陛下、巴奈馬共和國大統領、バラグエ、共和國大統領、和蘭國皇帝陛下、祕露共

和國大統領、波斯國皇帝陛下、葡萄牙國及アルガルヴ皇帝陛下、羅馬尼亞國皇帝陛下、サルヴァドル共和國大統領、塞爾比亞國皇帝陛下、暹羅國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、瑞西聯邦政府、土耳其國皇帝陛下、東ヴルグエ、共和國大統領、グエネズエラ合衆國大統領、ハ戦時ニ於テ國際海上關係ニ對スル法ノ衡平ナル適用ヲ過去ニ於ケルヨリモ一層確保スルノ必要ヲ認メ右ノ目的ヲ達スルニハ區々ニ出テタ

ル從來ノ或種ノ慣行ヲ共通利益ノ為ニ
拋棄シ又ハ調和シテ平和的商業及無害
的作業ニ對シテ與フヘキ保障並海上ニ
於ケル敵對行為ニ關シテ共通ノ規則ノ
制定ヲ企ツルノ適當ナルコト及今日迄
論争ノ為不定ノ状態ニ置カレ又ハ諸國
政府ノ專斷ニ委セラレタル原則ヲ書面
ヲ以テスル相互的約定ニ由リ確定スル
ノ必要ナルコト及現行法ニ抵觸スルコ
トナクシテ其ノ規定セサル事項ニ關シ

今日既ニ若干ノ規則ヲ設ケ得ルコトヲ
認メ各左ノ全權委員ヲ任命セリ

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下

國務大臣土耳其國駐劄特命全權大

使男爵マルシャルド、ビーベルスタイン

本會議特派委員、コンセイエリ、アンチー

ム、ドレガシヨシ、帝國外務省法律顧問常

設仲裁裁判所裁判官、ドクトルヨハン

ネス、クリーゲ

亞米利加合衆國大統領

特命大使 ジョセフ、エツチ、チョート

特命大使 ホレス、ポーター

特命大使 エリアー、エム、ローズ

和蘭國駐劄特命全權公使 デヴィッド、

ジェーン、ヒル

海軍少將、全權公使 チャールス、エス、スぺ

リー

陸軍少將、合衆國陸軍軍法會議長、全

權公使 ジョージ、ビー、デーヴィス

全權公使 ウィリアム、アイ、ブカナン

亞爾然丁共和國大統領

前外務大臣、伊國駐劄特命全權公使、

常設仲裁裁判所裁判官 ロケ、サエニツ、

ペニヤ

前外務及教務大臣、下院議員、常設仲

裁裁判所裁判官 ルイス、エム、ドラゴ

前外務及教務大臣、常設仲裁裁判所

裁判官 カルロス、ロドリゲス、ラレタ

奧地利國皇帝「ボヘミア」國皇帝 洪牙利

國皇帝陛下

「コンセイエー、アンチー、特命全權大使
ゲータン、メレード、カポスマレー

希臘國駐劄特命全權公使、男爵シヤ
ールド、マツキオ

白耳義國皇帝陛下

國務大臣、代議院議員、佛國學士院會
員、白耳義國學士院會員、羅馬尼亞國
學士院會員、國際法學會名譽會員、常
設仲裁裁判所裁判官ベルナール
國務大臣、前司法大臣ジール、ウァン、デン、

ヒューベル

和蘭國駐劄特命全權公使、羅馬尼亞
國學士院會員、男爵ギョーム

「ホリグイア」共和國大統領

外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官ク
ラウヂオ、ピニラ

英國駐劄特命全權公使、フェルナンド、
エグワチャラ

伯刺西爾合衆國大統領

特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判

官ルイ、バルボサ

和蘭國駐劄特命全權公使エツアルド、
エフ、エス、ドス、サントス、リスボア

勃爾牙利國公殿下

陸軍參謀少將侍從將官ウルバン、ヴィ
ナロフ

大審院檢事總長イヴァン、カランジュー
ロフ

智利共和國大統領

英國駐劄特命全權公使ドミンゴ、ガ

ナ

獨逸國駐劄特命全權公使アヴグスト、
マッテ

前陸軍大臣、前代議院議長、前亞爾然
丁國駐劄特命全權公使カルロス、コンチ
ヤ

格倫比亞共和國大統領

陸軍將官ホルヘ、ホルグイン
サンチアゴ、ペレス、トリアナ

佛國駐劄特命全權公使、陸軍將官マ

ルセリアノ、ヴァルガス

玖馬共和國臨時總督

「バグアナ」大學國際法教授、上院議員

アントニオ、サンチエス、デ、ブスタマンテ

米國駐劄特命全權公使ゴンザロ、デ、

クエサダ、イ、アロステグイ

前「バグアナ」中學校長、上院議員マヌ

エル、サングイリ

丁 秣國皇帝陛下

侍從、米國駐劄特命全權公使コンスタ

ンチン、ブロン

海軍少將クリスチアン、フレデリック、シエ

ルレル

侍從、外務省課長アクセル、ヴェデル

「ドミニカ」共和國大統領

前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官

フランシスコ、ヘンリケス、イ、カルヴァハル

共和國專門學校長、常設仲裁裁判所

裁判官アポリナル、テヘラ

「エクアドル」共和國大統領

佛國駐劄兼西班牙國駐劄特命全權
公使 ヴィクトル、レンドン

代理公使 エンリケ、ドルシ、イ、デ、アルスア

西班牙國皇帝陛下

上院議員、前外務大臣、英國駐劄特命

全權大使 ドブルグエ、エル、デ、グイリーヤウ

ルリーチヤ

和蘭國駐劄特命全權公使 ホセ、デ、ラ、

リカ、イ、カルヴオ

下院議院、伯爵ガブリエル、マウラ、イ、ガ

マゾ、デ、モルテラ

佛蘭西共和國大統領

特命大使、上院議員、前内閣議長、前外

務大臣、常設仲裁裁判所裁判官 レオン、

ブールジョア

上院議員、一等全權公使、常設仲裁裁

判所裁判官、男爵 デスツールネルド、コ

ンスタン

巴里大學法料大學教授、名譽全權公

使、外務省法律顧問、佛國學士院會員

常設仲裁裁判所裁判官ルイ、ルノー
和蘭國駐劄特命全權公使マルスラン、ベ

大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外
領土皇帝印度皇帝陛下

樞密顧問官、特命大使、常設仲裁裁判
所裁判官、サーエドワード、フライ

樞密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官、
サーアーネスト、メイソン、サトウ

樞密顧問官、前國際法學會會長、男爵ド

ーナルド、ジュームス、マツケル、レー

和蘭國駐劄特命全權公使、サーヘレ
リ、ハワード

希臘國皇帝陛下

獨逸國駐劄特命全權公使クレオニリ
ツオ、ランガベ

雅典大學國際法教授、常設仲裁裁判
所裁判官ジョールジュ、ストレイト

「グワテマラ」共和國大統領

和蘭國駐劄兼英國駐劄代理公使、常

設仲裁裁判所裁判官ホセ、チブレ、マチ
ヤド

獨逸國駐劄代理公使エンリケ、ゴメス、
カリリヨ

「ハイチ」共和國大統領

佛國駐劄特命全權公使ジャン、ジョセ
フ、ダルベマル

米國駐劄特命全權公使ジーン、エヌ、レジ
エー

前國際公法教授「ホルト」フランス組

合辯護士ピエール、ユゲクロール

伊太利國皇帝陛下

上院議員、佛國駐劄特命全權大使、常
設仲裁裁判所裁判官、伊國委員長、伯
爵ジョセフ、トルニエリ、ブルサチ、ゲ、ヴ
エルガノ

下院議員、外務次官、「コン」マンドール、ギ
ド、ポンピリ

參事院議員、下院議員、前文部大臣、「コ
ン」マンドール、ギド、フジナト

日本國皇帝陛下

特命全權大使都筑馨六

和蘭國駐劄特命全權公使佐藤愛磨

盧森堡國大公「ナッソー」公殿下

國務大臣、內閣議長アイシエン

獨逸國駐劄代理公使伯爵ド、ヴィレ

墨西哥合衆國大統領

伊國駐劄特命全權公使ゴンザロ、ア、

エステヴァ

佛國駐劄特命全權公使セバスタアン、

ペー、ド、ミエー

白耳義國駐劄兼和蘭國駐劄特命全

權公使フランシスコ、エル、デ、ラ、バラ

諾威國皇帝陛下

前內閣議長前法學教授和蘭國駐劄

兼丁抹國駐劄特命全權公使常設仲

裁裁判所裁判官フランシス、ハーゲルプ

巴奈馬共和國大統領

ベリサリオ、ボラス

バラグエー、共和國大統領

佛國駐劄特命全權公使エウセビオ、マ
チャイン

比律悉駐在領事伯爵ジエー、ゲス、モン
ソ、ド、ベルジャンダール

和蘭國皇帝陛下

前外務大臣、下院議員ドブルヴェ、アッシ
ユ、ド、ボーフォーール

國務大臣、參事院議員、常設仲裁裁判
所裁判官テ、エム、セ、アッセル

退職陸軍中將、前陸軍大臣、參事院議
官、ヨシクヘール、ジ、セ、セ、デン、ベール、ポ
ール、チュゲール

特務侍從武官、退職海軍中將、前海軍
大臣、ヨシクヘール、ジ、アー、ローエル

前司法大臣、下院議員、ジ、アー、ロエフ
祕露共和國大統領

佛國駐劄兼英國駐劄特命全權公使、
常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ジエー、
カンダモ

波斯國皇帝陛下

佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官サマド、カン、モムタゾスサル
タネー

和蘭國駐劄特命全權公使ミルヅア、ア
ーメツド、カン、サヂグ、ウル、ムルク
葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛下

參事院議官「ペール、ヂエ、ロワイヨーム」、前
外務大臣、英國駐劄特命全權公使、特
命全權大使、侯爵デ、ソヴェエラル

和蘭國駐劄特命全權公使、伯爵デ、セ

リール

瑞西國駐劄特命全權公使アルベルト、
ドリヴェイラ

羅馬尼亞國皇帝陛下

獨逸國駐劄特命全權公使アレキサン
ドル、ベルデマン

和蘭國駐劄特命全權公使エトガール、
マヴロコルダト

「サルヴァドル」共和國大統領

佛國駐劄代理公使、常設仲裁裁判所
裁判官ペドロ、ジー、マテウ

英國駐劄代理公使サンチアゴ、ペレス、
トリアナ

塞爾比亞國皇帝陛下

陸軍將官、參事院議長サヴァ、グルーイ
ツチ

伊國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁
判所裁判官ミロヴァン、ミロヴァノヴィ
ツチ

英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公
使ミシユル、ミリチエヴィツチ

暹羅國皇帝陛下

陸軍少將モム、チャチデー、ウドム

公使館參事官セー、コラヂオニ、ドレリ

陸軍大尉ルアング、ビュヴァナルト、ナリエーバ
ル

瑞典國「ゴツツ」及「ヴァレド」皇帝陛下

前司法大臣、丁抹國駐劄特命全權公
使、常設仲裁裁判所裁判官クヌート、

ヒヤルマル、レオナルド、ハムマルスキョルド

前無省大臣、前高等法院評定官、常設
仲裁裁判所裁判官ヨハンネス、ヘルネル
瑞西聯邦政府

英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公
使ガストン、カルラン

陸軍參謀大佐、「ジエネヴァ」大學教授ユ
ー、「ジエーレン、ボレル」

「チエーリリヒ」大學法學教授マックス、フー
ベル

土耳其國皇帝陛下

特命大使、「ミニストル、ド、レヴカフ」チユルカ
ン、パシヤ

伊國駐劄特命全權大使レシッド、ベ

海軍中將メヘメッド、パシヤ

東「ウルグエ」共和國大統領

前大統領、常設仲裁裁判所裁判官ホ
セ、バトレ、イ、オールドニエス

前上院議長、佛國駐劄特命全權公使、
常設仲裁裁判所裁判官フアン、ペー、カ

ストロ

「グエネズエラ」合衆國大統領

獨逸國駐劄代理公使ホセ、ヒル、フオルト
ウル

因テ各全權委員ハ其ノ良好妥當ナリト
認メラレタル委任状ヲ寄託シタル後左
ノ條項ヲ協定セリ

第一章 郵便信書

第一條 海上ニ於テ中立船又ハ敵船内
ニ在ル中立者又ハ交戦者ノ郵便信書

ハ其ノ性質ノ公私ヲ問ハズ不可侵ト
ス船舶ノ拿捕アリタルトキハ右信書
ハ捕獲者ニ於テ為シ得ル限速ニ之ヲ
發送スヘシ

前項ノ規定ハ封鎖違反ノ場合ニ於テ
封鎖港ニ宛テ又ハ封鎖港ヨリ來リタ
ル信書ニ之ヲ適用セス

第二條 郵便信書ノ不可侵ハ之カ為中
立郵便船ニ對シ一般中立商船ニ關ス
ル海戦ノ法規慣例ノ適用ヲ免除スル

モノニ非ス但シ臨檢搜索ハ成ルヘク
寛大且迅速ニ必要アル場合ニ限之ヲ
行フコトヲ要ス

第二章 或種ノ船ニ對スル捕獲
免除

第三條 專ラ沿海漁業又ハ地方的小航
海ニ用井ラルル船ハ其ノ漁獵具船具
及搭載物ト共ニ捕獲ヲ免除ス
右免除ハ該船カ如何ナル方法ニ依ル
ヲ問ハス敵對行為ニ加ルトキヨリ其

ノ適用ナキモノトス

締約國ハ前記ノ船ノ無害ナル性質ヲ
利用シ其ノ平和的外觀ヲ存シテ之ヲ
軍事上ノ目的ニ使用セサルヘシ

第四條 宗教學術又ハ博愛ノ任務ヲ帶
フル船舶モ亦捕獲ヲ免除セララルモ
ノトス

第三章 交戦者ノ捕獲シタル敵
商船ノ乗負ノ取扱

第五條 交戦者カ敵商船ヲ捕獲シタル

場合ニ於テハ中立國民タル船員ハ之ヲ俘虜ト為スコトヲ得ス
中立國民タル船長及職員ニシテ戦争繼續中敵船ニ於テ勤務セサルコトヲ書面ヲ以テ正式ニ約束スル者亦同シ
第六條 敵國民タル船長職員及船員ハ戦争繼續中作戰動作ニ關係ヲ有スル何等ノ勤務ニモ服セサルコトヲ書面ヲ以テ正式ニ誓約シタルトキハ之ヲ俘虜ト為スコトヲ得ス

第七條 捕獲ヲ為シタル交戦者ハ第五條第二項及第六條ニ掲ケタル條件ヲ以テ俘虜ト為ササリシ者ノ氏名ヲ他方ノ交戦者ニ通告スヘシ後者ハ故意ニ前記ノ者ヲ使用スルコトヲ得ス
第八條 前三條ノ規定ハ敵對行為ニ加リタル船舶ニ之ヲ適用セサルモノトス
第四章 附則
第九條 本條約ノ規定ハ交戦國カ悉ク

本條約ノ當事者ナルトキニ限締約國
間ニノミ之ヲ適用ス

第十條 本條約ハ成ルヘク速ニ批准ス
ヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス

第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル
諸國ノ代表者及和蘭國外務大臣ノ署
名シタル調書ヲ以テ之ヲ證ス

爾後ノ批准書寄託ハ和蘭國政府ニ宛
テ且批准書ヲ添附シタル通告書ヲ以

テ之ヲ為ス

第一回ノ批准書寄託ニ關スル調書前
項ニ掲ケタル通告書及批准書ノ認證
謄本ハ和蘭國政府ヨリ外交上ノ手續
ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和會議ニ招
請セラレタル諸國及本條約ニ加盟ス
ル他ノ諸國ニ交付スヘシ前項ニ掲ケ
ケタル場合ニ於テハ和蘭國政府ハ同
時ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知ス
ヘシ

第十一條 記名國ニ非サル諸國ハ本條約ニ加盟スルコトヲ得
加盟セムト欲スル國ハ書面ヲ以テ其ノ意思ヲ和蘭國政府ニ通告シ且加盟書ヲ送付シ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託スヘシ

和蘭國政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ
第十二條 本條約ハ第一回ノ批准書寄

託ニ加リタル諸國ニ對シテハ其ノ寄託ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其ノ後ニ批准シ又ハ加盟スル諸國ニ對シテハ和蘭國政府カ右批准又ハ加盟ノ通告ヲ接受シタルトキヨリ六十日ノ後ニ其ノ效力ヲ生スルモノトス
第十三條 締約國中本條約ヲ廢棄セムト欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨和蘭國政府ニ通告スヘシ和蘭國政府ハ直ニ通告書ノ認證謄本ヲ爾

餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受
シタル日ヲ通知スヘシ
廢棄ハ其ノ通告カ和蘭國政府ニ到達
シタルトキヨリ一年ノ後右通告ヲ為
シタル國ニ對シテノミ效力ヲ生スル
モノトス

第十四條 和蘭國外務省ハ帳簿ヲ備ヘ
置キ第十條第三項及第四項ニ依リ為
シタル批准書寄託ノ日並加盟(第十一
條第二項)又ハ廢棄(第十三條第一項)ノ

通告ヲ接受シタル日ヲ記入スルモノ
トス

各締約國ハ右帳簿ヲ閱覽シ且其ノ認
證抄本ヲ請求スルコトヲ得

右證據トシテ各全權委員本條約ニ署名
ス

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書
一通ヲ作リ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄
託シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依
リ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸

國ニ交付スヘキモノトス

第一獨逸國 マルシャル

ツリーゲ

第二亞米利加合衆國 ジョセフ、エツチ、チョート

ホレエス、ポーター

ユ、エム、ローズ

デヴィッド、ジェーン、ヒル

シェ、エス、スペリー

ウィリアム、アイ、ブカナニ

第三亞爾然丁國 ロケ、サエンツ、ペニヤ

第四 奧地利洪牙利國 メレー

ルイス、エム、ドラゴ

セ、ロドリゲス、ラレタ

男爵 マツキオ

第五 白耳義國 ア、ベルナール

ウアン、デン、ヒューベル

ギーヨーム

第六 「ボリヴィア」國 クラウゲオ、ピニラ

第七 伯刺西爾國 ルイ、バルボサ

エ、リスボア

第八 勃爾牙利國

陸軍少將ヴィナロフ

イヴァン、カラシニョーロフ

第九 智利國

ドミンゴ、ガナ

アウグスト、マツテ

カルロス、コンチヤ

第十 清國

第十一 格倫比亞國

ホルヘ、ホルグイン

エス、ペレス、トリアナ

エム、ヴァルガス

第十二 玖馬共和國

アントニオ、エス、デ、ブスタ

第十三 丁 抹國

セー、ブロン

第十四 「ドミニカ」共和國

ドクトル、ヘンリケス、イ、カ

ルヴァハル

アポリナル、テヘラ

第十五 「エクアドル」共和國

ヴィクトル、エム、レンドン

エ、ドルシ、イ、デ、アルスア

第十六 西班牙國

ドブルヴェ、エル、デ、ヴィー

リヤウルーチヤ

ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルヴ
オ

ガブリエル、マウラ

第十七 佛蘭西國

レオン、ブルジョア

デスワールネルド、コンス

タン

エル、ルノー

マルスラン、ペレ

第十八 大不列顛國

エドワード、フライ

第十九 希臘國

アーネスト、サトウ
レー
ヘンリー、ハワード

第二十 「グワテマラ」國

クレオン、リツオ、ランガベ
ジョールジュ、ストレイト
ホセ、チブレ、マチャド

第二十一 「ハイチ」國

ダルベマル、ジャン、ジョセフ
ジー、エヌ、レジュエー

ピエール、ユゲクロール

第二十二 伊太利國

ポンピリ

シエー、フジナト

第三十三 日本國 佐藤愛磨

第三十四 盧森堡國 アイシエン

伯爵ド、ヴィレー

第三十五 墨西哥國 ジエー、ア、エステヴァ

エス、ベード、ミエー

エフ、エル、デ、ラ、バラ

第三十六 「モリテネグロ」國

第三十七 「ニカラグワ」國

第三十八 諾威國 エフ、ハーゲルプ

第三十九 巴奈馬國 ベー、ポラス

第四十 「パラグエ」國 ジエー、ゲヌ、モンソー

第四十一 和蘭國 ドブルヴェ、アツシム、ド、ボー

フオール

デー、エム、セー、アツセル

デン、ベール、ポールチエゲ

ール

ジエー、アー、ローエル

ジエー、アー、ロエフ

セー、ジエー、カンダモ

第三十二 秘露國

第三十三 波斯國

モムタズスサルタネー、エム、
サマド、カン

サデグ、ウル、ムルク、エム、アー
メッド、カン

第三十四 葡萄牙國

侯爵デ、ソヴェラル
伯爵デ、セリール

アルベルト、ドリヴェイラ

第三十五 羅馬尼亞國

エドガール、マヴロコルダト

第三十六 露西亞國

第三十七 「サルヴァドル」國

ペー、ジール、マテウ

第三十八 塞爾比亞國

エス、ベレス、トリアナ

エス、グルーイッチ

エム、ジェー、ミロヴァノヴィ
イ

ツチ

エム、ジェー、ミリチエウイッチ

第三十九 暹羅國

モム、チャチデー、ウドム

セー、コラヂオニ、ドレリ

ルアング、ビユヴァナルト、ナリ

ユーバル

第四十 瑞典國

ヨハンネス、ヘルネル

第四十一 瑞 西 國 カルラシ

第四十二 土 耳 其 國 チュルカン

第四十三 「ヴルグエー」國 ホセ、バトレ、イ、オールドニエス

第四十四 「ヴェネズエラ」國 ジー、ビル、フォルトウル

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル
日本國皇帝(御名)此ノ書ヲ見ル有衆ニ
宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ
於テ第二回萬國平和會議ニ賛同シタル
帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國
全權委員ノ署名シタル海戦ニ於ケル捕
獲權行使ノ制限ニ關スル條約ヲ閱覽點
檢シ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百七十一年明
治四十四年十一月六日東京宮城ニ於テ
親ヲ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名 國璽

外務大臣子爵内田康哉